

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湧別町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の取扱い状況について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

湧別町長

公表日

令和3年12月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 予防接種の実施対象者の把握 ② 予防接種の実施に関する事務 ③ 予防接種による健康被害救済に関する事務 ④ 予防接種実施者の記録及び保存に関する事務 ⑤ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑥ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑦ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内宛名統合システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務の命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども課
②所属長の役職名	健康こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課庶務グループ 〒099-6592北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地 TEL01586-2-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課情報防災グループ 〒099-6592北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地 TEL01586-2-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	I-5-①	福祉課	保健福祉課	事後	
平成29年3月13日	I-5-②	福祉課長 田中 仁	保健福祉課長 江田 基	事後	
令和1年6月28日	I-5-①	保健福祉課	健康こども課	事後	
令和1年6月28日	I-5-②	保健福祉課長 江田基	健康こども課長	事後	
令和1年6月28日	I-7	総務課庶務係	総務課庶務グループ	事後	
令和1年6月28日	I-8	総務課情報管理係	総務課情報防災グループ	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成26年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成26年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和3年5月10日	I-1-②	<p>予防接種法に則り、町民に対する定期予防接種の勧奨、接種の管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の対象者、記録、台帳管理</p>	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種による健康被害救済に関する事務 ④予防接種実施者の記録及び保存に関する事務 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	I-1-③	健康管理システム	健康管理システム、団体内宛名統合システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月10日	I-3	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項並びに予防接種法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務の命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	事後	
令和3年5月10日	I-4-①	実施しない	実施する	事後	
令和3年5月10日	I-4-②	なし(予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会・情報提供は行わない)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2の項 	事後	
令和3年5月10日	II-1	令和1年6月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年5月10日	II-2	令和1年6月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月10日	I-1-②	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種による健康被害救済に関する事務 ④予防接種実施者の記録及び保存に関する事務 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種による健康被害救済に関する事務 ④予防接種実施者の記録及び保存に関する事務 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑦予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和3年12月9日	I-3	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務の命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務の命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事前	